

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三種町土地改良区から申請があった定款変更について、令和7年3月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久